

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定〔渋谷区決定〕
 都市計画渋谷二丁目２２地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		渋谷二丁目 2 2 地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 0.6ha				
公共施設の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線道路	都市計画道路放射 2 2 号線	別に都市計画において定めるとおり。		整備済
			都市計画道路放射 4 号線支線 2	別に都市計画において定めるとおり。		整備済
		区画道路	特別区道第 1 0 7 0 号路線	幅員 3 m〔 6 m〕、延長約 3 0 m		既設
			特別区道第 9 2 6 号路線	幅員 4. 5 m〔 9 m〕、延長約 9 0 m		既設
建築物の整備		建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	高さの限度	備 考
		約 3, 0 3 0 ㎡	約 5 0, 9 0 0 ㎡ (約 4 4, 2 0 0 ㎡)	店舗、事務所、 映画館、駐車場等	GL + 1 6 0 m (塔屋を含む)	GL は T. P. + 2 1. 9 m とす る。
建築敷地の整備		建築敷地面積	整 備 計 画			
		約 3, 8 1 0 ㎡	・ 多層にわたる歩行者動線を整備し、渋谷駅と周辺市街地とつながる歩行者ネットワークを形成する。 ・ 沿道に広場、歩行者空間等を整備し、沿道のにぎわい形成や歩行環境の向上を図る。 ・ 幹線道路や区画道路の道路境界線から壁面を後退させる。			
参考			地区計画区域内及び高度利用地区内にあり。			

「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」
 理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、歩行者ネットワークやにぎわい景観の形成のため、第一種市街地再開発事業を決定する。